

## 令和6・7年度 後期高齢者医療保険料率について

令和6年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会（令和6年1月31日開催予定）に上程の令和6・7年度後期高齢者医療保険料率（最終案）について報告する。

### 1 保険料

年度	均等割	所得割率	一人当たり保険料額
令和4・5年度	46,400円	9.49%	104,842円
令和6・7年度	47,300円	9.67% (※8.78%)	111,356円
対4・5年度比	900円増	0.18ポイント増 (※0.71ポイント減)	6,514円増
(参考) 政令どおりの場合	49,600円	10.29% (※9.38%)	116,798円

※令和6年度のみ、「賦課のもととなる所得金額」58万円以下の所得割率は8.78%に軽減。(政令どおりは9.38%)

### 2 保険料抑制のための特別対策

今回の保険料率改定においては、医療保険制度改革による出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みの導入並びに高齢者負担率の見直しにより保険料負担が増加することから、令和6・7年度保険料率の算定についても、現行の都広域連合独自の特別対策及び低所得者の軽減対策を継続する。

【特別対策の内容】 葬祭事業、審査支払手数料、保険料未収金補填、所得割額独自軽減  
(合計約219億円を都内全区市町村で負担)

【特別対策の継続】 令和6年第1回区議会定例会において、特別対策の継続に係る東京都後期高齢者医療広域連合規約改正について、議案を上程予定

### 3 保険料率算定の基礎数値等

#### (1) 被保険者数及び医療給付費の推計

	令和4年度(確定値)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
被保険者数	1,648,816人	1,706,000人	1,760,000人	1,793,000人
医療給付費	1兆4,395億円	1兆5,057億円	1兆5,695億円	1兆6,110億円

※医療給付費：医療費の増減に影響が大きいコロナ禍がなかったと仮定し、H29～R元の平均伸び率「0.78%」を採用して推計。

#### (2) 医療保険制度改革で受ける影響

- ・ 出産育児一時金：出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入。2年間の合計で「22.80億円」、1人あたり年「641円」となる。
- ・ 後期高齢者負担率：後期高齢者1人当たり保険料と現役世代1人当たり後期高齢者支援金の伸び率が同じになるように設定。制度改正の影響を受ける所得層（公的年金収入額153万円を超える方）は「12.67%」、影響なしは「12.24%」となる。(令和4・5年度は「11.72%」)

#### (3) その他

- ・ 賦課限度額の引上げ：保険料所得割額の激変緩和のため2年間で段階的に引上げ、令和6年度は「73万円」、令和7年度は「80万円」となる。(令和4・5年度は「66万円」)

### 4 今後のスケジュール

年月日	会議体名	主な内容
6・1・31	広域連合議会第1回定例会	保険料率改定に伴う広域連合の条例改正
6・2～3月	区議会第1回定例会	「東京都高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」についての議案を付議
6・3月		各市区町村議会の議決後に広域連合から都知事に協議書を提出

**【収入別保険料比較】**

公的年金収入額	軽減割合		保険料額（年額）							賦課のもととなる所得金額別の被保険者割合（概算）	
			R5年度	R6年度	R5年度との増減		R7年度	R5年度との増減			
	均等割額	所得割額			増減額	増減率		増減額	増減率	所得金額	割合
153万円	7割軽減	0	13,900	14,100	200	1.4%	14,100	200	1.4%	0円	54.48%
168万円	7割軽減	50%軽減	21,000	20,700	△300	△1.4%	21,400	400	1.9%	1円～58万円	11.20%
173万円	5割軽減	25%軽減	37,400	36,800	△600	△1.6%	38,100	700	1.9%		
197万円	5割軽減	軽減なし	64,900	62,200	△2,700	△4.2%	66,100	1,200	1.8%		
211万円	2割軽減	軽減なし	92,100	88,700	△3,400	△3.7%	93,900	1,800	2.0%		
221万円	2割軽減	軽減なし	101,600	103,500	1,900	1.9%	103,500	1,900	1.9%	58万1円～229.5万円	23.69%
240万円	軽減なし	軽減なし	128,900	131,400	2,500	1.9%	131,400	2,500	1.9%		
400万円	軽減なし	軽減なし	264,100	269,200	5,100	1.9%	269,200	5,100	1.9%	229.5万1円～	7.49%
880万円	軽減なし	軽減なし	660,000 (限度額)	673,400	13,400	2.0%	673,400	13,400	2.0%	647.5万円～	0.26%
942万円	軽減なし	軽減なし	660,000 (限度額)	730,000 (限度額)	70,000	10.6%	730,300	70,300	10.7%	706.4万円～	0.30%
1,017万円	軽減なし	軽減なし	660,000 (限度額)	730,000 (限度額)	70,000	10.6%	800,000 (限度額)	140,000	21.2%	778.5万円～	2.57%

※収入は公的年金のみの単身者として比較。（公的年金収入額 211万円＝賦課のもととなる所得金額 58万円）

**【保険料年度別推移】**

	H20・21年度	H22・23年度	H24・25年度	H26・27年度	H28・29年度
均等割額	37,800円	37,800円	40,100円	42,200円	42,400円
増減額	—	0円	2,300円	2,100円	200円
所得割率	6.56%	7.18%	8.19%	8.98%	9.07%
増減ポイント	—	0.62ポイント	1.01ポイント	0.79ポイント	0.09ポイント
平均保険料額	89,300円	88,439円	94,460円	97,098円	95,429円
増減額	—	△861円	6,021円	2,638円	△1,669円

	H30・31年度	R2・3年度	R4・5年度	R6・7年度
均等割額	43,300円	44,100円	46,400円	47,300円
増減額	900円	800円	2,300円	900円
所得割率	8.80%	8.72%	9.49%	9.67% (※8.78%)
増減ポイント	△0.27ポイント	△0.08ポイント	0.77ポイント	0.18ポイント (※△0.71ポイント)
平均保険料額	97,127円	101,053円	104,842円	111,356円
増減額	1,698円	3,926円	3,789円	6,514円

※令和6年度のみ、「賦課のもととなる所得金額」58万円以下の所得割率は8.78%に軽減。